

保険証券に特約名称、「別紙添付特約」または特約コード88の記載がある場合、この特約が適用されます。

証券番号									
明細番号			-						

弁護士法人特約

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、弁護士特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する場合の他、被保険者が弁護士法に規定される弁護士法人の業務（以下「業務」といいます。）に起因して、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 前項の業務には弁護士法第30条の6（訴訟関係事務の取扱い）に規定する事務を含みます。

第2条（被保険者の範囲）

記名被保険者が弁護士法人である場合には、当該弁護士法人の社員またはその使用人たる弁護士は、当該弁護士法人の業務を行う限りにおいて、被保険者とします。

第3条（普通保険約款等の読み替え）

この特約が付帯された保険契約においては、特別約款第10条（普通保険約款等の読み替え）（1）①について、次のとおり読み替えて適用します。

「第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）④の規定中「事故が発生した」とあるのは「弁護士特別約款第1条（保険金を支払う場合）または弁護士法人特約第1条（保険金を支払う場合）の業務に起因して請求を提起された」

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。